

市長会見 2012年8月1日

(市HPから、教育関連部分)

教育については、これは賛否両論いろいろあるかと思いますが、これも新たなチャレンジです。…今まで区長は教育については一切タッチして来ませんでした。教育行政についてはノータッチ。教育委員会所管ということでノータッチだったんですが、今の天津市のいろんな教育委員会の問題点についてですね、僕は以前から教育委員会制度については問題ありだ。責任者がはっきりしない。…しかし、政治というものは好き嫌いも含めてぼろんと首を変えられてると、ある意味強烈な責任を負うものですね、教育行政にも一定関与しなければいけないんじゃないかという問題意識があったんですが、…区長をですね、教育長がもちろんトップではあるんですけども、公募区長の皆さんこれから教育行政の中でも教育委員会事務局のですね、理事扱いになります。…要は教育次長に並ぶポジションにこれから公募区長の皆さんは就きます。ただ、教育行政についてはですね、地教行法上ですね、政治と行政の役割分担は僕は今教育基本条例で問題提起をしているんですけども、役割分担が法律で定まっていますので、区長の皆さんの担当事務というものはきちっとルール化しております。ですから、全て教育行政について関与できるという訳ではないんですが、それでもこれも全国の自治体の中で初めての取り組みでありまして、…しっかりと教育行政にも区長は参加してもらうことになりまして。これが新しい試みの特徴の一つであります。

…

教育委員会事務局の理事にその区長が付くってというのはこれはもうものすごい挑戦でもあるんですが、これは教育行政に対しての大阪からの挑戦です。戦後の教育委員会制度については僕はずっと疑問を持ち続けてきて、自分なりに自分の考えをこれまでまとめてきながらですね、いろんな実践やってきましたけれども、必ずこれは教育行政の中に政治が不当介入してきたという話には必ずなりますけれどもね、政治というのは悪じゃないんですね。戦後民主主義の中で政治というものはやはり権力をもった悪というふうに捉えられてきたんでしょうけれども、これからは住民代表だという立場に立てばですね、これは悪ではなくて住民の価値観を入れていくんだという話になると思いますね。…だから教育基本条例含めてですね、学校活性化条例含めて今回こだわったのは、区長が学校協議会の中にやっぱり関与していく。これ教育委員会の純粋な教育委員会マターということになればまた区長が完全に疎外されてしまいますから、学校協議会の中にこれは関与する。これはもうものすごい緻密に制度設計をしましたので、公募区長にはこの意味をしっかりと勉強してもらってですね、学校協議会の中に区長がどういう形の中で関与するのか。委員の任命だったりとかですね、それから学校協議会の運営についてはこれは区長がサポート役に入っていきますからね。そういう形で今の教育行政、教育現場にですね、住民の皆さんの保護者の価値観というものを反映させていくってことは、非常に重要なこと。これは大阪から挑戦をしていきたいと思っておりますね。…

それから学校選択制の話で区を飛び越える

区担当理事の所管事務について

教育委員会会議 平成24年7月24日

議案第100号「大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案」第4条第2項の規定に基づき、事務局の区担当理事が所管する事務を次のとおり定める。

1 区担当理事の専決事項

- (1) 学校保健推進事業に関する事
- (2) 区PTA地域教育活動研修会の開催に関する事
- (3) 生涯学習推進員の委嘱に関する事
- (4) 「小学校区教育協議会一はぐくみネット」事業に係るコーディネーターの委嘱に関する事
- (5) 進路選択支援事業のうち、高等学校への進学を希望する生徒及び保護者を対象とした説明会及び相談会の開催に関する事
- (6) 地域識字・日本語交流教室及び識字教室の実施に関する事
- (7) 新今宮文庫の運営に関する事項（ただし、西成区担当理事に限る。）

2 その他の所管事務

- (1) 中学校給食の選択方式に関する事
- (2) 適正化対象校の統廃合に関する計画の立案及び保護者、地域住民その他関係者との協議に係る区との連絡調整に関する事

3 留意事項

教育長は、この議決に基づき、大阪市教育委員会事務局等専決規程に区担当理事の専決事項を定めて明示するものとする。

なお、区担当理事の専決事項とその他の所管事務を変更する場合には、教育委員会会議に諮るものとする。

話というのは、まさにこれからの課題です。いまの教育委員会は区単位となっていますけれども、これも8から9合わせた自治体作っていくんであれば区を飛び越えるのは当たり前になっていますから、教育委員会とか行政議論、皆さんに期待しています、どうするか。僕はこの行政区今の線にこだわる必要ないと思っています。ただ、隣接区域で学校選択制をやらなきゃいけないんじゃないかということの今議会の議論になっています、隣接区域

ですね。それを一挙に全部に広げるのではなくて、隣接区域ということになるんですが、隣接区域に行政区の境界線を入れるのかどうか、行政区の境界線を飛び越えて外してそこで隣接区域を設定してもいいんじゃないのかなと僕は思っています。これは、非常に行政的な理論。委員会と進めてください。